

2002年 9月 25日発行 (隔月刊)

Shinjuku  
Ikebukuro

# 連絡会

# NEWS

VOL.31



∞∞∞今号のメニュー∞∞∞

- 第9回新宿夏まつり盛大に行われる
- 厚生労働省など概算要求をまとめる  
9月10日ホームレス自立支援法制定  
後初の政府交渉をおこなう

### 特集

東京都の対策はこのままで  
良いのか？

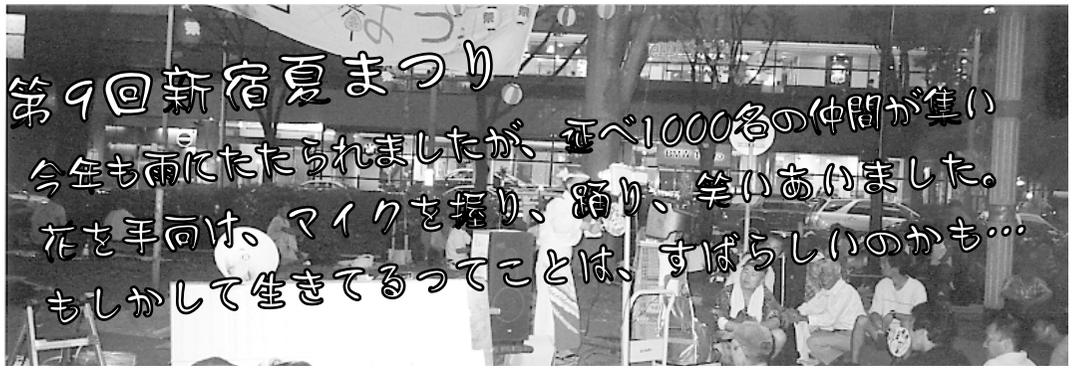
- 池袋夏まつりも元気に開催
- 自立支援センター墨田寮が変だ!?
- 日常活動も冬に向けて走り出す
- NPO新宿設立総会を開く!!

### ザ・福祉行動

(連絡会の活動紹介区)

財政報告7-8月速報  
そろそろ越冬準備

定価100円 (カンパ込み)



## 第9回新宿夏まつり

今年も雨にたたられました。正べ1000名の仲間が集い  
たを手向け、マイクを握り、踊り、笑いあいました。  
もしかして生きてるってことは、すばらしいのかも...

8月17日、18日と第9回新宿夏まつりが都庁を見上げる新宿中央公園にて開催されました。

ところが今年も天気予報は雨マーク。台風13号が本州接近中。一昨年とまったく同じパターンになりました。この台風13号の速度が遅く、またコースも定かではない、準備する一同天気予報に細心の注意を払いながら恐る恐る準備を開始。けれど台風直撃は既に経験済み「涼しくてよいは」と仲間の多くはあっけらかん。

台風接近と同時に今年の異例な猛暑はだいぶ落ち着き、丁度良い気候。17日は晴天ではなくとも、まあまああまの天気で前夜祭が400名の参加で行なわれました。

『この一年、新宿の路上で亡くなった仲間は45名。男性40名、女性5名。平均年齢55歳。名が分かった仲間もいるが、氏名不祥の仲間も多い。

が、俺らは忘れない。彼、彼女らが一時でも俺らと同じくこの新宿の地で生きていた事を。同じ炊出し



前夜祭、恒例の納涼そうめん作り。麺はご飯より人手がかかる。

の飯を食い。同じ辛い夜を過ごした事を。

俺らは俺らの心の中に仲間の死を刻印する。その無念さを刻印する。路上で死ななければならなかった運命を呪う。

盆で帰って来た、累積された仲間の魂を俺たちは、俺たちだからこそ、暖かく迎えよう。

「ようやく国を動かしたよ」「今も仲間のつながりを大事にしているよ」と。』(当日のチラシより)

手作りの祭壇の前に皆が集まり、城西教会の徳永牧師から追悼の言葉が語られる(徳永さんは九州にお戻りになるため今年が最後の参列となりました。長い間、ほんとうにありがとうございました)。今年一年亡くなった仲間一人ひとりがそれぞれの思いで黙とうする。

死者と共に開催する新宿夏まつりのスタートです。

追悼会の後、それぞれのコーナーに散らばり路上の夏の思い出を紡ぎ出す。太鼓がセッティングされ、盆踊り、カラオケに興ずる。炊事場では納涼そうめんを次々と作り出し、配食。ウーロン杯も配られ、夜遅く



前夜祭、追悼会の模様

まで仲間の歌声が中央公園に響き続けました。

翌18日は、明け方からポツリポツリと雨。台風も本州上陸寸前。夜から朝にかけて大雨、暴風の天気予報。前日おおいに騒いだので「今日はまあいいや」と仲間は諦め顔。スタッフにはあちこちから電話が殺到「今日はやるのか？」。

10時前後に雨が少しは小雨に。実行委員召集。「せっかく準備したんだから、やれる所までやっちゃまおう」と決行が決まる。ただし「小雨でも機材の関係でコンサートは中止」となる。

早速、ポケットパークから本祭会場のちびっこ広場まで、台車を総動員して手運びを開始。中央公園に響く台車のゴロゴロ音で、公園の仲間も「おっ、やるのか」と顔を出し嬉しそうに笑う。

台風が天気予報よりも遅い速度だったようで、昼間は小雨が降ったり止んだり。炊事班は即席テントの中で1000食の夏まつりスペシャル弁当の製作に突入。ひたすら牛肉を切る。散髪班も雨が降ったらジャングルジムの下に作ったテントの中へ移動、仲間の髪をひたすら切る。本部前にある自立支援法制定運動の写真入りパネルなどは、雨が降るたび出たり、入ったり。

そんな奮闘してる間に仲間が続々と集まる。その数700名近く。仲間も傘をさしたり畳んだりしながら楽しそうにスタッフがあたふたする姿を見ている。

ゲームをやる頃には雨も熱気に押されて一休み。その間に遊ぶだけ遊んでしまおうと、パン食い競争、輪投げ、風船割りなどで大騒ぎ。そして恒例のスイカ割り大会へとそのまま突入。20数名の仲間が続々と参加。なかなか割れないスイカに一喜一憂。歓声があがる。ようやく全部割り切った頃にはもう弁当配食の時間。スイカをほお張り、ウーロン杯の杯を交わしながら

らお弁当ができて上がるのを待つ。雨天作業のため少し配食時間がづれてしまったが、栄養満点のスペシャル弁当が出来上がり、余分に作った分も含めて全部完売。お腹一杯「ごちそうさま!」「ありがとう!」「おいしかったよ!」の声があがる。

恒例のコンサートが生憎中止になってしまったので、小雨の中、そのまま盆踊りに突入。雨の中、夜の盛り上がりは欠けたものになったが、まあ、みんなそれなりに満足してそれぞれの路上の寝床に帰って行った。

翌19日の午前中に台風が最接近。泊まり込みの撤収班、どしゃぶり強風の中でずぶ濡れになりながら撤収作業を完了。「台風が一日ずれて良かった」とほっと一息。

人呼んで「嵐を呼ぶ新宿夏まつり」。3年連続台風や雨に見舞われた。日頃の行ないの総括はもちろんなし。来年は第10回目だし、もうちょっと早めにやれば晴れるのではないかと、総括会議。

協力頂いた皆さま、どうもありがとうございました！コンサート出演予定の皆さまごめんなさい！



輪投げ大会。景品（タオル、石鹸）を獲得するため「よいしょ!」

## 賛同カンパありがとうございました。

### 第9回新宿夏まつり会計

#### 収入

①繰越金	0
②賛同費	60.200
③当日カンパ	29.643
④新宿連絡会より	38.343

計 128.186

#### 支出

①炊出関連費	51.728
②物資運搬関連費	33.113
③会場費(祭壇)	1.438
④会場費(本部)	17.997
⑤会場費(企画)	3.910

計 128.186

この他、アルファ米、お肉、野菜などのカンパも頂きました。ありがとうございました。



厚生労働省、国土交通  
省などは総額34億の来  
年度ホームレス対策費  
を概算要求。全国8団  
体が初の政府交渉！

## 全国8団体が今後のホームレス対策について厚生労働省などと交渉

9月10日、ホームレス自立支援法制定を求めてたたかって来た全国8団体の代表が集まり、衆議院議員会館内において厚生労働省、国土交通省と、今後のホームレス対策についての交渉（陳情）を行って来ました。

民主党鍵田、山井衆議院議員同席の元、代表団はNPO北九州ホームレス支援機構、NPO釜ヶ崎支援機構、釜ヶ崎反失業連絡会、NPOささしま共生会、神奈川全県パトロール、新宿連絡会、池袋連絡会、野宿者・人権資料センターの代表12名が参加、対する厚生労働省、国土交通省側は社会・援護局、職業安定局、職業能力開発局、健康局（以上厚生労働省）、総合政策局、都市・地域整備局、河川局、道路局、住宅局、鉄道局（以上国土交通省）の課長補佐、係長級がずらりと総勢16名。

冒頭鍵田、山井両議員が全会派一致で成立した同法の意義を語り今後の予算付けを含めた施策の前進を強く求め、続いて、全国の支援団体間で論議して来た要望書に沿って議論を始めました。

施策目標問題、大都市と中小都市の問題、適正化条項問題、就業機会の確保問題、生活保護問題、予防策問題、実態調査、基本方針、来年度の概算要求問題、基本方針が出るまでの緊急措置問題など、多岐に亘る質問と回答がなされ、時間の関係上十分な回答が得られなかった部分もありますが、就労支援を中心にした対策をいかに前進させていくのかの点を強く打ちだし訴えて来ました。

また、実態調査（数と実態）は今年度中に取りまとめ、基本方針はその後という一定のタイムスケジュールも明らかになりました。基本方針が出るまでの間は、既存の「当面の対応策」に沿って自立支援センター、シェルターの増設やそれに付随する就労、住宅などの施策を拡充していくどの方針のようで、来年度予算の概算要求もその線にそって要求されています。

思ったよりもスローペースであり、実態調査、基本方針策定団体でどれだけ全国の仲間の声を盛り込ませる事ができるのか、ある程度の時間をかけて要望し続けられる一方、今年の冬はどうすのかなど当面の緊急措置の問題が大きく横たわります。

今年度の実態調査問題に積極的に関与していくと同時に、当面の対応をいかに厚く引出していくのか大きな課題として浮びあがった交渉でした。

## 厚生労働省のホームレス対策予算（要求）について

- 1 ホームレス自立支援事業 12.4億円  
ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・紹介等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。  
○要求内容：実施か所数11か所→16か所
- 2 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） 9.8億円  
都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスに対して、緊急一時的な居住場所を提供することにより、ホームレス自身の健康状態の悪化等を防止することにより、ホームレスの自立を支援する。  
また、簡易宿泊所で生活する日雇労働者等が、年末年始の労働市場が閉鎖される間、路上生活となることを防止するために、「越年対策型」シェルターを提供する。  
○要求内容  
・シェルター 2,500人分 → 3,100人分  
・越年型 6,000人分
- 3 ホームレス総合相談推進事業 3.8億円  
ホームレスを多く抱える地域において、行政、支援団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行うとともに、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施することにより、ホームレスの自立を支援する。  
○要求内容：①ホームレス総合相談推進協議会の設置  
②巡回相談指導チームの設置
- 4 ホームレス能力活用推進事業 44百万円  
一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、都市雑業的な職種の情報収集・提供を行う事業を創設し、ホームレスの自立の支援をする。  
○要求内容：実施か所数 5か所
- 5 日雇労働者等技能講習事業 4.6億円  
ホームレスに対する技能・資格の再取得、再教育を目的として技能講習事業を拡充する。
- 6 ホームレス等試行雇用事業 2.4億円  
自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした試行雇用事業を創設し、ホームレスに対する就業機会の拡大を図る。

## 国土交通省のホームレス対策予算（要求）について

1. 自立可能となったホームレスに対する住宅対策
  - (1) 民間賃貸住宅の貸主に対する教育・啓発活動  
①ホームレス等の入居に関する民間賃貸住宅の状況や貸主の意識等についての調査を実施する。  
〔住宅市場環境整備の促進のための経費等の中で対応〕  
②自立可能なホームレスの入居に関し、民間賃貸住宅の貸主が法の趣旨を理解し、入居差別を行わないよう業界団体に要請するとともに業界団体による教育・研修活動を支援する。  
〔産業構造改革等推進補助金の中で対応〕
  - (2) 低廉な民間賃貸住宅の空家情報の提供〔産業構造改革等推進補助金の中で対応〕  
地方公共団体の住宅部局と業界団体との連携により、低廉な家賃の民間賃貸住宅の空家情報や入居時に必要となる保証人に代わる民間の保証会社等の情報を収集し、自立支援センターにおいてその情報が提供されるよう要請し、支援する。
  - (3) 公営住宅への入居〔公営住宅に関連する予算の中で対応〕  
ホームレスの安定した居住の場所の確保という観点から、自立支援センター等で支援を受け、就労又は生活保護受給により自立して生活することが可能となったホームレスについて、地域の住宅事情、公営住宅のストックの状況等を踏まえつつ、各事業主体の判断により公営住宅における単身入居や優先入居の制度の活用を図るよう要請する。  
〔東京都においては、本年度より、ホームレスの自立支援プログラムを終了し自立が見込まれる自立支援センター退所者に対し、都営住宅を提供する予定。〕
2. ホームレスによる公共施設占拠への対応〔通常の公共施設管理費で対応〕  
公共施設を占拠するホームレスに対する口頭による指導、公共施設内の巡視、一斉清掃、看板の設置等の対応策を実施するほか、都市公園等について、適正な利用を確保するための必要な措置を検討。



## 特集 東京の路上生活者対策はこの ままで良いのか？



東京都福祉局による「東京のホームレス」（ホームレス白書）が発表されて以来、ステップアップ方式によるホームレス対策が全国で初めて行われています。私達はこれを基本的に評価し微力ながら後押しをしてきました。が故に対策を客観視するのではなく、主体的にとらえ、対策事業に参加する仲間の視点で都区対策を見続けてきました。

「東京都の対策はこのままで良いのか？」という問いかけは、今ある対策が硬直化することなく、ホームレス自立支援法下、全国の手本となるような対策体系へと改善されることに期待をこめた問いかけです。私達はケチつけでの批評をしている訳でもなく、理想論的施策を求めているものでもありません。より多くの仲間が路上脱却できるようにどの観点での批評を行い、かつ、地方自治体が工夫を凝らしていけばすぐにでも実現可能な変更を提起しています。

右の文章は、9月10日の政府交渉時に要望書の添付資料として中央省庁にも提出した文章です。細かな展開は省いていますが、この間の都区対策と私達の要望を総括的に記したものです。人によっては「目くそ鼻くそ」のように思えるでしょうが、私達は施設設置と同じくらいに支援策上のソフト面に注目をしており、その反映が細かな点での指摘となっています。批判する人々がいなくなったら発展はありません。私達は「このままで良いのか？」と問い続けることでしよう。

## ☆東京における自立支援システムの評価

### イ、緊急一時保護センター

就労準備的機能がなく、ただ「留め置く」だけの施設と化している。民間社会福祉士会に委託してのアセスメント調査と、処遇決定者たる福祉事務所と意見の差が見られ、連携が十全に行われていない。本来、生保対象者以外の多様な自立を支援していく第1ステップとして位置づけられているにもかかわらず、入所決定者たる福祉事務所がその機能を理解せず、生活保護の代用施設としての利用を行なうなど、明らかな混乱が見受けられる。自立に向けた情報、ガイダンス不足、創意工夫がなされておらず、アセス調査するためだけに1ヶ月、ないし2ヶ月も「留め置く」ことにより就労意欲を低下する傾向が見受けられる。心身の休養は個人差はあるものの、おおむね1週間から2週間程度で、すぐさま自立に向けた訓練、準備などを実施する必要があるのではないか。たとえば多様な自立に向けたプログラムの差別化、就労準備をすすめるための講習、就労準備のための施設周辺の軽作業労働の提供（将来の就労支度金を自ら稼ぐ事の訓練）などを、目標を定めて実施できたらと考える。

### ロ、自立支援センター

墨田寮など、施設運営主体の能力差により、実績においてかなりの差が現われている。墨田寮、台東寮では、建設飯場などの住込み就労を指導する傾向もあり、山谷労働センターの代用機関化している傾向もある。常雇就労による居住確保型自立を明確にすべきであろう。また、自立支援センターは、福祉的施設ではなく、就労サポートのための施設である事が明確になっていない施設もあり、その点における混乱が目

立つ。

利用期間の対応が柔軟化しておらず、就労未決定者を利用期間を建設飯場に追いやったり、路上に再び戻す対応が見受けられる。

職業訓練、技能講習を選択する場がなく、有資格者には有利であるが、無技能者や、50代後半、60代前半の人々が就労困難化するケースが目立つ。公的就労などを活用し、「半福祉、半就労」スタイルでの自立を目指すなどの工夫が必要かと思われる。

更に、リピーター問題が解決しておらず、一度利用した者が再び利用できずに長期に路上に放置されている。

住宅支援問題については、公営住宅の確保（都営住宅、特厚厚宿泊所など）が不十分であり、全国的にみても高家賃の民間賃貸住宅への転居支援は限界になると考えられる。都営住宅内におけるグループホーム型の転居などを行なうべきであろう。民間賃貸住宅に対しては家賃補助などを行なう、マンスリーマンションなどを活用するなどの工夫が必要であろう。

### ハ、自立訓練ホーム（グループホーム）

未だ未実施であるが、生活保護制度との関連が明確になっておらず、また、出口問題も明確になっていない。実質的に自立支援センターの延長でしかなく、自立支援センターの利用期間延長などで対処できると思われる。地域に重点を置くのであれば、「終の住み家」的な長期滞在ができる小規模型のグループホームを構想化すべきであり、地域における路上脱却者「よろず相談センター」的な施設にすべきであろう。

## ☆東京における特別就労対策の評価

山谷地区における特別就労対策、高齢者特別就労対策事業は、路上生活固定型の就労対策で

しかなく、山谷地区周辺の野宿生活者の補助的収入にしかっていない。また、就労内容自身も非生産的な作業でしかなく、生き甲斐、やり甲斐の持てる就労であるとはとうてい考えられない。

公的就労が自立に結びつくような総合的な視野に欠けており、日雇技能講習なども付け焼き刃的である。路上生活者支援型の就労対策から、公的就労を契機とした自立型の就労対策に転換していく必要がある。たとえば、公的就労を利用できる者を50歳以上にするなど限定をし、それらの者に対して生き甲斐のもてる軽作業労働をある程度、提供すると同時に、地域内の簡易宿泊所などを家賃補助などをし紹介する。簡易宿泊所などを生活拠点にさせながら、地域内の生活相談システム（城北福祉センターなど）に乗せ、将来の選択肢を考え、自立を促す仕組みが必要であろう。

また、山谷地区は公的就労事業が多数投下されているが、他の地区においてはまるでその対象とならない点は公平性の上からも検討が必要であろう。

## ☆東京における生活保護システムの評価



居宅保護推進は従前から行われ、簡易宿泊所、第2種宿泊所における保護は広く実施されているが、厚生施設の増設、回転が追いつかず、中間施設たる簡易宿泊所、第2種

宿泊所に長期に亘り「留め置かれて」いる状態が蔓延化している。

また、一部の第2種宿泊所においては、市場価格をはるかに越えた宿泊費、食費などの半ば強制的な徴収が平然と行われており、管理能力の低い業者が次々と参入している。第2種宿泊所においては、その本来の活用がなされるよう、生活保護世帯の入居を制限する必要があると思われる。その代わりグループホーム事業など小規模の生保対象者施設を各区内に新設するなどの必要があろう。また、準厚生施設的な生保対象者に限定した緊急一時宿泊所も必要であると考ええる。

東京都は生活保護の措置決定権を民間社会福祉士会などに委託する構想を持っているようだが、山谷城北福祉センターのような生活保護申請窓口の二重化的混乱が生じる恐れがあり、慎重にすべきであろう。福祉事務所においては、本来業務が円滑に進められるよう徹底すべきであり、部署を新設もしくは民間委託すべきは、法外援護部門や自立支援部門であると考えられる。自立の助長など生活保護上の指導などが本来的に運営されるよう福祉事務所内の整理を行なう必要があるだろう。

## ☆民間団体の活用についての評価

民間団体の獨創性、先駆性、提言を尊重せず、都の意に沿った団体のみを育成する傾向が見受けられる。自立支援センター墨田寮においては、NPO団体を管理運営団体へと育成するために、とある社会福祉法人に東京都福祉局職員を天下りさせ配置するなどの手法を取っているがほとんど成功していない。また、新宿区もアウトリーチを民間社会福祉士会に委託しているが、さほどの効果は現われていない。東京都、特別区の対策が「絶対」であり、それを補完するのが民間団体の役割と位置づけており、真の意味の

パートナーシップにはなっていない。民間団体の活用云々を言う前に、「お上意識」の払拭が課題であろう。

## ☆重点的に実施すべき事項

### イ、就労支援の強化

自立支援センターシステム内において、緊急一時保護センター時点からの一貫した就労支援が必要である。緊急一時保護センター内に就労相談員、相談室を配置し、就労準備作業、身体ならし軽作業労働、各種情報提供などをしていく必要がある。

また、自立支援センター、自立訓練ホーム内においても、技能講習、職業訓練などを実施すべきである。

及び、就職未決定者、50代以上の無技能者などに対する公的就労提供が必須であり、ある程度の収入を得ながら、不足分を生活保護費や年金で補填するような仕組みが必要である。

また、路上生活者就労支援センター（相談所）のようなものを、とりわけ東京西部圏の主要重点地区に設け、民間団体と連携しながら、就労のための諸情報の提供、就労のための物品提供、就労のための支度金支給または貸付などを実施すべきである。東京西部圏は、高田馬場職安など日雇職安が機能不全となっており、公的に日雇労働などの求人を統括、紹介する機能がまるでなく、民間建設手配師の野放し状態である。野宿防止の観点からも、建設日雇労働市場の効率的な統括、紹介機能が必要である。また、短期就労、パート就労などの就労情報も集約されておらず、これらも含めた就労情報、紹介機能があれば、都市に流れて来た求職者を野宿化させる事が多少なりとも防げると考えられる。

### ロ、住宅支援の強化



自立支援システムにしても、生活保護システムにせよ、出口問題の充実こそが、これらのシステムを円滑に進める重要な観点であることを認識し、民間アパート入居においての家賃補助制度、公的な低家賃宿泊所などを整備、拡大、公営住宅への入居枠の拡大、および特養ホームの整備、拡大が必須である。

### ハ、生活保護行政の適切な運用

就労支援や自立支援事業を重点的に行なうと同時に、生活保護行政をこれらの事業にかぶせ、「最後の砦」にしていく必要がある。就労稼働層に対しては、自立助長を促して行く中で短期で生活保護から卒業させて行く仕組み（＝厚生施設千駄ヶ谷荘的な機能をもった厚生施設ないしは、グループホームの増設）を早急に作るなど効率的な運用が必要である。路上からも、また自立支援事業の渦中においても、また、就労自立後においても、「いざ」という時に生活保護は受給しやすくする。その一方において、生保に依存させる事なく、自立助長を効率的に行なうことにより、就労自立的な廃止を短期に実現できるという仕組みが必要である。

### 二、公園、河川敷などテント定住者に対する

自立支援的「解決」

公園、河川敷などの管理について、テント定住者などを「人」として「管理」し、計画的に自立支援へ向わせて行こうとする意識が欠落している。管理権の行使を振り回すだけでは何らの解決にもならず、右往左往しているのが現状である。

話しあいを前提にしテントを解消するのであれば、時間をかけた説得や、意見交換が必要であり、まずは、公園、河川敷に対してのアウトリーチによる実態調査を綿密に行なう必要がある。その上で、公園内などに相談所を出張させるなど、管理者と連携した対応が求められる。周辺住民からの苦情など多い地区などでは、テント居住者を固定する事、新規のテント設置を制限する事などの管理を行ないながら、一人ひとりに対しての相談と自立支援を提供する事により、自主的に立ち退いてもらう事が必要である。また、河川敷においては台風などによる増水の危険性もあり、人道的な見地から増水時の「避難所」を設け、その場において自立支援や生活保護の相談を行ない、元に戻らなくても済む方法が考えられよう。が、これらを強制的に行なう愚は絶対避けるべきであろう。

#### ホ、地方からの参入者に対する対応

東京において地方から主要には職を探しに上京しながら、職がなく野宿に到るケースが多く見受けられる。これらの人々に対しては、前記した「路上生活者就労支援センター（相談所）」などが有効であるが、そこにおいて、地方の職業を逆に東京から紹介する、出身の地方自治体と協議して生活保護を地方で受給させるなどの横断的な手法も考えられよう。

#### ヘ、流動層に対する対応

新宿などのターミナル駅においては、定住し

た路上生活者よりも流動している路上生活者が多数を占めている。都市と地方との関係をみれば、これらの流入は抑えられるかも知れないが、決定的に止めることはできないだろう。都市部の宿命とも言えるこの構造故に野宿になる事がないよう、主要ターミナル駅の周辺に「単泊の緊急宿泊所」などを設け、また、駅周辺のアウトリーチを徹底し即座に保護をし、それぞれの相談に見合った施設、相談窓口などへ「つないで」いく機能が必要であると考えられる。

#### ト、自立支援システムの強化、弾力的運用

前述したように自立支援システムは硬直化しており、多くの路上生活者の就労自立支を導くものとしては未だ不十分である。単線的なステップアップ方式をあらため、らせん的なステップアップ方式を採用すべきである。すなわち、緊急一時保護センターから自立支援センターへステップアップするのであれば、それがうまく行かなかった場合、もう一度、緊急一時保護センターへ戻ってやりなおせるなど、各施設の機能を弾力的に運用していく必要がある。



# 活動報告

池袋の雨祭りは今年は無事解消。行ないが良い？

墨田寮が変だ！寮生と共に改善の取組みが行われる。

新宿路上人口は若干減？

特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構連絡会と資料センターのJVで設立される！

## ◇池袋の夏まつりも盛大に終了◇

8月10日池袋夏祭り、8月17日-18日新宿夏祭りが盛大に開催されました。雨にもあわず、久々に賑やかに終える事ができました。

約160名の仲間が集まってくれ、追悼会、ゲーム、炊出し（そうめん、おにぎり弁当）など、充実した夕刻からの一時を共に過ごしました。いろいろ反省があるかと思いますが、まずは90点というメンバーの声もありました。皆様の暖かいご協力で、楽しくゲームもでき当初の計画どおり賞品に石鹸・タオル・ひげそり・衣類・粉石けん・歯ブラシセット・など渡すことができました。

勿論女性の野宿者にはひげそりを変更して、化粧石鹸やかわいらしいタオル等を奮発して渡しました。

今年の路上死者は、豊島福祉からの資料と突き合わせて判明しているもので6名いました。一番若い方で25歳です。仲間の賑やかな姿を見て安心していきます。ご協力どうもありがとうございます

ました。

<池袋野宿者連絡会+池袋野宿者と共に歩む会>

## ◇墨田寮改善◇

自立支援センターでは、入寮者の自立を支援する目的で日用品費や就労活動にかかわる交通費などを現金、現物支給できるとされています。

ところが、自立支援センター墨田寮では、利用期間4ヶ月を過ぎた者に対して、日用品費や交通費などを現金支給しないという判断が寮長の恣意的な判断で決定されました。

墨田寮以外の寮では、そのような取扱はされておらず、4ヶ月を過ぎても日用品費や交通費は支給されています。

自立支援センター墨田寮はこれ以外にも様々な問題があり、新宿連絡会と寮生有志の連名で7月に改善のための「意見書」を都区などに提出

## \*ボランティア募集中！\*

### 新宿炊出し（準備・片付け）

毎週日曜 午後6時より7時半

ところ 新宿中央公園

### 池袋炊出し（準備・片付け）

第2、第4土曜 午後3時より5時

ところ 南池袋公園

### 医療相談会

第2日曜 午後7時より8時半

ところ 新宿中央公園

第2日曜 午前10時より正午

ところ 戸山公園

### パトロール（夜回り）

新宿駅周辺 毎日曜 午後7時半～

中央公園 毎金曜 午後2時～

戸山公園 毎水曜 午後6時～

池袋駅周辺 毎水曜 午後9時～

\*お問い合わせ先

090-3818-3450（笠井）もしくは、  
メールshinjuku@tokyohomeless.com

したばかりですが、これらの事項は一向に改まる事なく、「一部の権利意識の強い寮生の意見」と握りつぶされてきました。

そこで、墨田寮の有志 2名が参加して8月28日、申し入れ書提出、および交渉と相成りました。

交渉では、寮生が東京都の責任者に切々と現状を告発。とりわけ「4ヶ月を過ぎたら日用品費も出さず、食事も出ない」との不当な対応に対して意見が集中、東京都も原則論としてありえない事を認め、「早急に調査し事実であれば改善させる」との言を勝ち取りました。

この問題、明らかな事実であったようで、その被害者は「未払い」の日用品費や食事代などをその週の内に受領する事ができました。墨田寮では管理法人と生活相談法人が別団体であり、この自立支援センターでは初めての試みが破綻しているのではないかと、新宿連絡会では見ています。寮生を目の前にして公然と生活相談員が施設長の批判をするなど目にあまるものがあり、施設長の管理能力不足を補おうともせず、内部で対立する構造では、寮生へ全ての矛盾が転嫁されかねず、今回の事件もその延長にあるのではないかと考えられます。

事実、墨田寮の実績も未だ自立率 25.5%足らず（7月末、墨田寮では一回転目）で、他の寮と比較しても大きく差が開いており（その穴を埋めようと不安定な就労形態である建設会社飯場に集団就職させているようですが）、正常化にはまだまだ時間がかかりそうです。現在、自立支援センターで就労自立できなかった者は二度と同じシステムには乗れない仕組みとなっています。施設管理上の不手際は、路上の人々へ直接不利益を与えてしまう事をもっと都区は認識すべきでしょう。寮生からの苦情処理システムや外部からの評価機関などを設けるよう新宿連絡会では要望をしています。

## ◇日常活動◇

炊出しの人数も若干減少、それでも600名から700名近い仲間が訪れます。日雇仕事は夏以降、

多少出ているようで、それらの影響だと考えられます。

## ◇NPO新宿設立総会開く◇

新宿連絡会と野宿者・人権資料センターがジョイントした特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構（略称NPO新宿）の設立総会が9月9日、四谷にある資料センター会議室で行われました。

NPO新宿では、野宿者・人権資料センターがこれまで行って来た調査研究活動を引き継ぐと同時に、新たに就労情報収集と仲間への提供、および軽作業仕事などを請け負い、多くの野宿者に就労機会を提供していく就労支援事業を二本柱として行う事を決めました。

NPO新宿は路上生活経験者や、路上生活をしている仲間が多く社員に参加しています。それぞれの路上生活経験を生かし、路上の仲間と密接に係われるような意義ある仕事を今後していきたいと考えています。

理事長に元路上生活者で現在年金で生計を維持している勝氏が全会一致の賛成で就任。かつて営業畑でならしていた元企業戦士であり、その風格と経験が生かされると思います。副理事業にも元路上生活者の石田氏、常務理事に資料センターの安江氏が就任しました。

また、法人格取得のためNPO法人認証申請を10月に行うこととなりました。

とは、言うものの活動資金がほぼゼロからのスタート。事業の本格開始に向けての資金集めがNPO新宿の最初の仕事となります。設立趣旨書を掲載しますので、賛同される方は一口10000円の設立賛同カンパ、もしくは一般カンパを宜しく願います。郵便口座設立がまだです。新宿連絡会口座00170-1-723682にNPO新宿設立資金カンパと明記され送金願います。尚、連絡先は 160-0015東京都新宿区大京町3番 新大京マンション304号スペースか ぼす内TEL 03(3226)6845 FAX03 (5367)5667 となります。

## 特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構設立趣旨書

近年、全国各地において路上生活者が増えつづけている。

東京においても、失職し他の選択肢がなく路上に至った者、地方から職を求め上京してきた者など路上生活者数は増え続け、新宿区内においても1500名近くを数えるに到っている。

路上生活者をめぐる様々な問題に対応するため、本年、第154回通常国会において「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)が成立し、8月7日公布施行されたところである。この法律は「ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする」(第一条)のものであり、今後、「ホームレスの実態に関する全国調査」(法第14条)を踏まえて「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(法第8条)が策定され、各自治体においてもこれに即し「実施計画」(第9条)を策定し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施しなければならないとされている。

また、法では「国及び地方自治体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする」(第12条)と明記されており、これまで活動を続けてきた民間団体の協力が要請されている。

この趣旨を踏まえ、民間支援団体などにおいても、責任体制の明確化、継続性確保がこれまで以上に社会的に問われる段階にあるとの認識が高まり、路上生活者、路上生活経験者を中心としたNPO法人の設立を検討するにいたったものである。

設立経緯に明らかなように、設立目的は、路上生活者の社会的処遇の改善であり、雇用の確保や就業機会の提供、また居住の場の確保等による自立の支援である。

従って、行う事業は、路上生活者個々の生活実態に即した相談事業や情報提供、能力の開発、そして、就労機会の提供である。

また、各団体間相互や行政機関との連絡調整をおこなうほか、自立支援のために必要な、調査・研究・広報・啓発活動をおこなう。

なお、東京における路上生活者の密集と地域事情は無関係であり得ないことから、地域住民(路上生活者も含む)と一体となった「街づくり」の模索、討論の提起、計画の策定などにも努める。

以上の活動を支える募金活動ほか関連する必要な事業を行うものである。

2002年9月9日

特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構  
設立代表者 勝 邦宏

路上文芸総合雑誌

ろ じ ちゅう く  
露 宿

「露宿」の定期購読は連絡会郵便振替口座でも出来ます。4回分2500円、8回分5000円(共に送料込み)。限定1000部の希少雑誌につき確実に御手元に届く定期購読をお勧めします。

当たり前の福祉って何だろう？新宿福祉さんとは長いつきあいとなりました。

# ザ・福祉行動

## 連絡会の活動紹介⑨

おっと、大事な活動を忘れていた。

炊出し、パトロール、医療相談に並ぶ連絡会の長年に亘るワンパターン定期活動、福祉行動である。

新宿区への福祉行動は今をさかのぼること8年前、94年の確か3月頃から始めている。

福祉行動とは、病気の仲間や高齢の仲間など生活保護申請が必要な仲間と一緒に福祉事務所に出向き、生活保護を獲得していく付き添い活動であり、今や全国の支援団体が同様な行動を行っている定番の行動である。何故一人じゃ、生活保護の申請が出来ないかって？それはこの国の福祉行政の在り方に係わる問題でとてもこの欄では説明できない。難しい話はさて置き、困った時はお互い様の精神で、仲間が病気の仲間を背負って「俺はいいが、このおっちゃんに福祉をかけてくれ！苦しんでるんだ！」ってのが、福祉行動の原形。野宿すら出来そうにもない仲間を放っておくには路上の義理人情がすたる。てな訳で一人じゃ不安そうな仲間を手助けするのが人の道。もちろん「よけいな世話」



新宿福祉事務所は歌舞伎町にある本庁舎2階にある。



時には福祉対応をめくって、福祉事務所の中で団体交渉

と言う人には情報を提供するに留まり、一人で行ってもら。そこら辺はシビアに人を見て判断をする。恩着せがましいことはしないのが連絡会である。

福祉事務所に着いたら、相談カードに名前を書いてもらい窓口へ提出。じっと順番を待つ。新宿区役所の福祉事務所は個室もあるが、基本的にはオープンスタイルの相談。名前を呼ばれたら脇に座ったり、後ろで腕組みしながら相談をきちんと見守る。もちろん相談同席は本人の依頼。プライベートな話の秘守義務はとにかく守る。そうやって、ようやく申請書に名前を書いたら保護申請完了。ご当人が病院に行く時には帰りをじっと待つ。よほど心配な人以外は病院にまでは同行しない。あくまで福祉申請の支援であり医者判断にいちやもんはつけないのが原則である。

昔は処遇決定に関して窓口での職員との「やり合い」がかなりあったが、時代が進むにつれ「やり合い」も少なくなった。こちらが折れた訳ではなく、新宿福祉がまともになったからであ

る。もちろん、話がややこしくなったり、制度面の問題になったりすると交渉権を発動。課長、係長などとフォーマルな形で「やり合う」。

今では、緊急一時保護センターの入所受付だけとなったが、各種寮の入寮受付の日にも必ず立ちあう。運命の別れ時である抽選時に不適切な対応がないかどうかを監視するためだが、新宿福祉も馴れたもので混乱などはなく、今では第三者の立ちあいという性格に留まっている。

福祉を身近に！が、連絡会の目指すものである。生活保護というとマイナスイメージが先行して困っているのになかなか行こうとしない人々も多い。そんな仲間には「働いていた頃は高い税金払ってたんだから、ちょっとの間だけ返してもらおうよ」と粘り強く説得。「権利」だ「権利」だと言ったって、そんな一朝一夕に権利意識など生れはしない。そして、生活保護制度など決して万能でもなんでもない。福祉に甘えることなく、自立のための足がかりにさえしてくれれば良いだけの話である。

そんなこんなで路上にとって福祉が身近になるまでこの行動は続くだろう。



おみくじではありません。寮に入るための通過儀式、抽選会

### 求む！福祉行動スタッフ

将来ケースワーカーや社会福祉士になりたい方、外部から役所を見るととても参考になりまっせ  
希望者は090-3818-3450（笠井）に連絡を！

## 新宿連絡会会計報告（2002年7月～8月期速報）

財政ひっ迫。越冬準備のためのカンパを御願い致します！

収入)		支出)	
①炊出し部門寄付	¥82,100	①炊出し事業費	¥53,078
②活動部門寄付	¥16,300	②医療活動事業費	¥10,386
③通信部門寄付	¥24,100	③パトロール関連費	¥44,808
④その他寄付	¥136,750	④活動関連費	¥48,430
⑤事業収益	¥800	⑤福祉面会関連費	¥25,077
⑥前期繰越金	¥459,266	⑥自立支援事業費	¥19,767
		⑦教宣活動関連費	¥82,375
		⑧事務費	¥67,312
		⑨文化娯楽費	¥38,343
		⑩池袋関連事業費	¥41,133
		⑪雑費	¥12,800
		⑫次期繰越金	¥275,807
合計)	¥719,316	合計)	¥719,316

新宿連絡会は路上にどっしりと構え、炊出し医療相談など応急援護を中心に行い、NPO新宿は路上脱却の第一関門、就労支援を重点に行い、「もやい」は路上脱却の最終関門である住居確保支援を行う。これが私たちの路上脱却支援の全体構想です。それぞれの団体に暖かい御支援を！（新宿連絡会事務局一同）



# 2002年秋から冬 凍てつく路上に生命あり

越冬準備資金カンパ  
毛布、冬物衣類 (男物)、  
ホカロン、医薬品  
募集開始!!

Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS/VOL.31

2002年 9月25日発行 (隔月刊) 定価100円

編集・発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議 (新宿連絡会) & 池袋野宿者連絡会

〒111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館 5F

電話・FAX 03-3876-7073 もしくは 090-3818-3450 (笠井)

カンパ金送付先・郵便振替口座 00170-1-723682 「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com <http://www.tokyohomeless.com>

編集協力・ろじゅく編集室 東京都豊島区池袋1-14-5-13 <http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/>